

地方税法附則第15条第1項第3号及び第17項に係る証明の申請の手続要領

1. 新規貨物用鉄道車両証明申請書又は貨物搬送設備証明申請書、新造車両又は貨物搬送設備の確認書類の提出先

新規貨物用鉄道車両証明申請書又は貨物搬送設備証明申請書、新造車両又は貨物搬送設備の確認書類(以下「申請書等」という。)は、証明を受けようとする新造車両又は貨物搬送設備ごとに作成し、国土交通省総合政策局物流政策課に提出する。

2. 申請書等の提出部数

新規貨物用鉄道車両証明申請書又は貨物搬送設備証明申請書を1通
確認書類を新造車両又は貨物搬送設備の種類毎に各1通

3. 申請書の記入要領

(1) 新規貨物用鉄道車両証明申請書

車種

車両の車種(客車、機関車、貨車)を記入する。

記号番号

車両の記号番号を1両ずつ記入する。

車両の所有者

車両の所有者の氏名又は名称を記入する。

製造年月日

車両の製造年月日を記入する。

取得年月日

車両を取得した年月日を記入する。

取得価格(円)

車両の取得価格を記入する。

使用区間(貨物運送区間)

車両の使用区間及び、車両を用いて貨物運送事業を行う区間を括弧書きで記入。

運用開始年月日

車両を用いて、貨物運送事業を開始する年月日を記入する。

対象となる客車()【客車を導入する場合のみ】

該当する「欄」に「レ印」を記入する。

小規模な総合効率化事業者（ ）【左記に該当する場合のみ】
該当する「欄」に「レ印」を記入する。

(2) 貨物搬送設備証明申請書

設備の名称

貨物搬送設備の名称を記入する。

設備の所有者

貨物搬送設備所有者の氏名又は名称を記入する。

設備の設置場所（駅名等）

貨物搬送設備の設置場所の住所、及び駅名を記入する。

取得年月日

貨物搬送設備を取得した年月日を記入する。

取得価格（円）

貨物搬送設備の取得価格を記入する。

運用開始年月日

貨物搬送設備を用いて鉄道貨物運送事業を開始した年月日を記入する。

対象となる設備について

- ・ 駅（駅に接続する荷さばき用施設を含む）に設置
該当する「欄」に「レ印」を記入する。
- ・ 動力を用いて貨物の搬入・搬出を行う設備
該当する「欄」に「レ印」を記入する。
- ・ 荷さばき用施設から駅までの経路のうち貨物を効率的に輸送するために最も適切な経路を構成する輸送の用に供する
該当する「欄」に「レ印」を記入する。

小規模な総合効率化事業者（ ）【左記に該当する場合のみ】

該当する「欄」に「レ印」を記入する。

4. 確認書類

次に掲げる別紙を記入のうえ、別紙記載の申請内容確認書類を提出する。

（新造車両は別紙 1 - 1 ~ 1 - 2、貨物搬送設備は別紙 2 - 1 ~ 2 - 2 を添付。）

(1) 確認書類 【別紙 1 - 1】

会社名

申請者の会社名を記入する。

担当者名

申請者である会社の担当者名を記入する。

電話番号

上記担当者の電話番号を記入する。

E-mail

上記担当者のアドレスを記入する。

(2) 申請内容確認書類 (目次) 【別紙 1 - 2】

申請車両数

申請する車両数を記入する。

うち、リース車両がある場合は、リース車両の台数を記入する。

要件を満たしていることを確認するための書類

客車は ~ 、機関車及びコンテナ用の貨車は ~ についての添付確認書類の名称と、添付確認書類のページ数を記入する。

リース車両

リース車両に該当する場合は、 ~ についての添付確認書類の名称と、添付確認書類のページ数を記入する。

(3) 確認書類【別紙 2 - 1】

会社名

申請者の会社名を記入する。

担当者名

申請者である会社の担当者名を記入する。

電話番号

上記担当者の電話番号を記入する。

E-mail

(4) 申請内容確認書類 (目次) 【別紙 2 - 2】

申請設備数

申請する設備数を記入する。

要件を満たしていることを確認するための書類

設備についての添付確認書類の名称と、添付確認書類のページ数を記入する。

5 . 留意点

大臣証明の基礎となった事項について虚偽の申請があったことが判明した場合、国土交通大臣は、当該大臣証明を取り消すものとする。

大臣証明を受けた事業に変更があった場合及び事業計画が終了する場合には、当該事業についての先の証明申請に係る証明書を返還した上で、再度認定申請を行わなくてはならない。

証明申請の審査には、原則として、必要な審査資料の提出後、おおむね2か月の期間を要することに留意し、申請を行うこと。